

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁組二発第43号  
令和6年2月21日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
組織犯罪対策第二課長

特殊詐欺、不正薬物の密輸等に悪用される空き家(空き部屋)対策の推進について(通達)

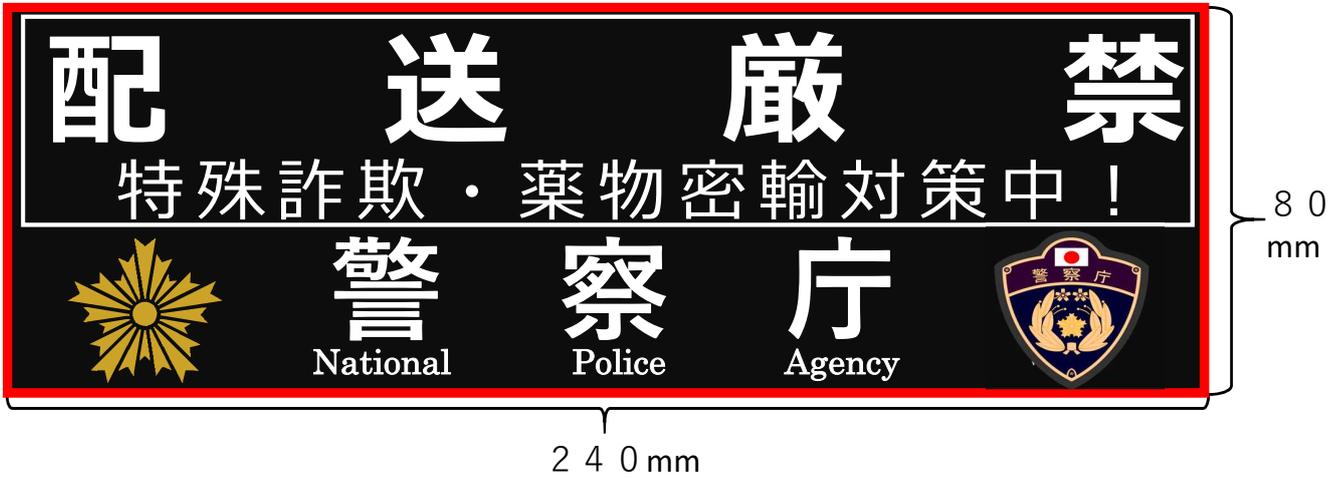
見出しについては、「特殊詐欺、不正薬物の密輸等に悪用される空き家(空き部屋)対策の推進について」(令和4年10月20日付け、以下「旧通達」という。)により対策が講じられてきたところである。

特殊詐欺、不正薬物の密輸等においては、依然として詐取金や不正薬物の送付先に空き家(空き部屋)が利用されており、この種犯罪の取締りや被害防止の推進上、重要な課題となっている。

各都道府県警察においては、不動産業者に対し、合鍵等の管理の徹底や空き家(空き部屋)となっている管理物件に不審点を発見した場合には警察に通報するよう働き掛けるなど、引き続き、空き家(空き部屋)が特殊詐欺や不正薬物の密輸等に利用されない対策を推進されたい。

対策の推進に当たっては、「特殊詐欺、不正薬物の密輸等に係る「空き家(空き部屋)悪用対策シール」の作成・配布等について」(令和5年5月17日付け、事務連絡)に基づく取組(別添参照)の周知等にも留意されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。



公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に配布・活用を依頼したシール